

令和4年度の検診(健診)についてお知らせします

▷問い合わせ先＝健康推進課(☎⑩1581)

■各種検診(健診)の概要

※対象者の年齢は、令和5年4月1日時点の年齢です。

実施時期	検診(健診)名	対象者	自己負担額	通知送付対象者
5月	子宮頸がん検診	20歳以上の偶数年齢の女性	1,500円	・過去4年間に1回以上検診を受診した人 ・20・24・30・34・40・44・50・54・60・64・70・74歳の女性
7月・9月	胃がん検診	40歳以上の人	1,500円	・過去5年間に1回以上検診を受診した人 ・40・45・50・55・60・61・65・70・75歳の人
8月～9月	乳がん検診	40歳以上の偶数年齢の女性	1,500円～2,000円	・過去4年間に1回以上検診を受診した女性 ・40・44・50・54・60・64・70・74歳の女性
10月～12月	①基本健康診査	・35歳以上39歳以下の人 ・40歳以上の生活保護を受給している人	1,500円	・過去3年間に1回以上健診を受診した人 ・35歳の人
	②特定健康診査	40歳以上74歳以下の大船渡市国民健康保険に加入している人	1,500円	40～74歳の大船渡市国民健康保険に加入している人
	③後期高齢者健康診査	後期高齢者医療制度に加入している人	1,500円	・過去3年間に1回以上健診を受診した人 ・75～77歳の人
	前立腺がん検診	上記①～③の健康診査を受診する50歳以上の男性	1,000円	上記①～③の健康診査と併せて通知
	肝炎ウイルス検査	40歳以上の未検査の人	無料	上記①～③の健康診査と併せて通知 ・40歳以上の人
	肺がん検診・結核健診	40歳以上の人	500円～1,500円	・過去3年間に1回以上検診を受診した人 ・40・45・50・55・60・65・70・75歳の人
	大腸がん検診	40歳以上の人	500円	・過去3年間に1回以上検診を受診した人 ・40・45・50・55・60・65・70・75歳の人

▷通知送付対象者

通知の送付対象者には、検診(健診)の約1カ月前に受診通知書を送付します。通知書が届かない場合でも、対象者であれば検診(健診)を受診できます。

▷その他

- ・検診(健診)を受診する際は、マスクの着用をお願いします。
- ・検診(健診)によっては、予約制の場合がありますので、通知や広報大船渡などを確認ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、延期や中止になる場合があります。

子宮頸がん検診を実施します

▷検診日程など＝右表のとおり

▷申し込みについて＝事前予約が必要です。下表の受付開始日時から電話で申し込みください(先着順となります)。

▷その他

- ・詳細は、問い合わせください。
- ・予約受付初日は、電話が混み合います。
- ・スカートやバスタオルがあると便利です。

2年に1度の検診です。ぜひ受診しましょう。

予約受付開始日	検診日程	会場
4月19日(火) 午前9時～	5月9日(月)～ 5月11日(水)	総合福祉センター
4月26日(火) 午前9時～	5月17日(火)	午前：三陸公民館 午後：綾姫ホール
	5月18日(水)、23日(月)、24日(火)	総合福祉センター
5月10日(火) 午前9時～	5月25日(水)～ 5月27日(金)	総合福祉センター

※受付時間は午前9時45分～11時、午後1時15分～2時30分です。

農用地区域からの除外(農振除外)の手続きについて

▷提出先・問い合わせ先＝農林課農政係(☎内線347)

農用地区域内の農地を、やむを得ず農業以外の用途(住宅、資材置場等)に転用、土地の開発行為などを行う場合には、行為を行う前に、農用地区域からの除外(農振除外)と、農地転用の許可を受ける必要があります。

▷受付期間＝7月4日(月)～15日(金)

▷提出書類

- ①農業振興地域整備計画に基づく農用地利用計画の変更申出書
 - ②具体的な事業計画書
 - ③登記事項証明書、登記簿謄本
 - ④公図の写し
 - ⑤案内図(縮尺1/1500～1/5000程度)
 - ⑥転用目的に応じた図面など
- ・住宅などの建築の場合は配置図、設計図など
 - ・資材置き場の場合は、公図写しや地籍図などに何の資材をどの程度置くかを明記したもの
 - ・駐車場の場合は、公図写しや地籍図などに駐車台数を明記したもの



- ⑦隣接する農地所有者の同意書(任意様式)
- ⑧抵当権者等利害関係者の同意書(任意様式)
- ⑨その他申し出内容により、市が必要と判断する書類

▷許可要件

農用地区域内の農地は、原則、農用地など以外に変更できませんが、次の5つを全て満たす農地に限り、農地以外に変更できる場合があります。

- ①代替の土地がない
- ②周辺の土地利用への支障がない
- ③認定農業者または農業法人などの農業経営に支障がない
- ④土地改良施設への支障がない
- ⑤土地改良事業から、8年以上が経過している

▷注意事項

- ・農地転用の手続き先は農業委員会です。
- ・除外決定までに6カ月程度の期間を要します。
- ・詳細は、市ホームページを確認するか、農林課へ問い合わせください。

住宅リフォーム助成事業の申し込み受け付けについて

▷問い合わせ先＝住宅管理課住宅建築係(☎内線322)

市は、市内施工業者によるリフォーム工事を行う場合に、費用の一部を助成しています。

▷対象者＝市内にある下記対象住宅を所有し居住している者または所有し居住する予定の者

▷対象建物＝築5年以上経過した、専用住宅または住宅部分が2分の1以上ある併用住宅

▷対象工事＝全体の工事費から外構部に係る費用と設備機器本体などの費用を除いた額が、税抜き30万円以上(下記①②)に該当するリフォーム工事で、原則2月末までに完了する工事

- ①機能維持工事(修繕などによる機能維持)
- ②機能向上工事(バリアフリー化による機能向上)

▷助成額

- ・機能維持工事＝対象工事費の10分の1を補助(上限5万円)
- ・機能向上工事＝対象工事費の10分の2を補助(上限10万円)

・空き家バンクを利用し、契約が成立した住宅をリフォームした場合は、15万円を加算

・機能維持、機能向上の両方の工事を行った場合はそれぞれの工事で算出し、総額の上限10万円

▷助成方法＝助成相当額の大船渡地域商品券を交付します(空き家加算分は現金)。

▷申請方法＝リフォーム工事の着手前(契約前)に、住宅管理課に直接申請ください(申請前に着手した工事は対象外)。

▷申請期間＝4月11日(月)～12月28日(水)
※予算が無くなり次第受け付けを終了します。

▷事業実施期間＝令和5年2月28日(火)まで

▷その他

- ・必ず着手前に申請ください。
- ・必要書類が全て揃った時点で受け付けとみなします。事前に申請や相談があっても、書類に不備がある場合は受け付けしたとはみなしません。